平成２６年（フ）第１８３５号
福岡市南区大楠２丁目22番９号
債務者　吉村　敏男
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　忠行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８４号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目３番10―308号
債務者　三浦　　信
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４２号
福岡市東区松崎１丁目20番20号
債務者　高田　徳夫
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６８号
福岡市南区曰佐４丁目10番10号
債務者　西村　　司
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６９号
福岡市南区曰佐４丁目10番10号
債務者　コラットこと　西村香代子(旧姓隠塚)
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０６号
福岡市中央区渡辺通３丁目９番22―1301号
債務者　塚原　胤人
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３２号
福岡市早良区室住団地19番510号
債務者　内野　洋治
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　折田健市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６７号
福岡市中央区港３丁目10番26―204号
債務者　山田　直親
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９０号
新潟県上越市大字寺179番地18
債務者　角川　吉一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３６８４号
大阪府豊中市服部南町５丁目８番22号
債務者　比嘉　勝之
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４０号
大阪市東住吉区今川４丁目４番28号　レオパレスＨｉｒｏⅡ104号
債務者　梅田整骨院こと　梅田　俊彦
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４５号
大阪市東住吉区今川４丁目21番22号
債務者　山岡　正美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０９号
大阪市淀川区西中島３丁目20番18号新大阪ファミリービル602号、住民票上の住所大阪市東住吉区山坂５丁目６番11―805号
債務者　宇佐美勝也
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３０号
大阪市城東区古市３丁目８番13―1401号、前住所大阪府守口市八島町７番14号
債務者　小嶋　秀治
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６８号
大阪市西区北堀江３丁目４番15号502
債務者　水野　千賀（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０５号
大阪市港区築港４丁目７番16号　ベル・ドミュール403号
債務者　高宮城自動車こと　高宮城賢司
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１４号
大阪市福島区吉野２丁目３番９号　プレアデス野田702号、前住所大阪市東住吉区西今川２丁目13番３号
債務者　土居　儀臣
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４０号
大阪市生野区勝山南１丁目17番16号
債務者　警島　淳一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部